

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会 長 一 戸 隆 男

新型コロナウイルス感染症に係る
納税の猶予制度について
(新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.6)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、標記につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、要件に該当するときは原則 1 年以内の期間に限り、換価の猶予が認められるとの通知が出されました。

申請が認められると、①原則 1 年間猶予が認められる、②猶予期間中の延滞税の一部が免除、③財産の差し押さえや換価（売却）が猶予される、などの猶予が認められます。

下記のケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがあります。

- （ケース 1）災害により財産に相当な損失が生じた場合
- （ケース 2）ご本人またはご家族が病気にかかった場合
- （ケース 3）事業を廃止し、または休止した場合
- （ケース 4）事業に著しい損失を受けた場合

会員の皆様におかれましては、（ケース 4）に該当する状況も考えられますので、添付資料の該当要件についてご参照いただき、所管の税務署にご相談ください。 敬具

記

【添付資料】

- ・ 国税庁リーフレット：納税の猶予制度について

以上

.....【本件に関する問い合わせ先】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 松永
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 matsunaga@j-bma.or.jp